

多様な主体と連携した高齢者の生活支援等サービス事例集作成委託業務 質問事項への回答

令和8年10月20日
大分県福祉保健部高齢者福祉課

No	質問項目	質問内容	県回答
1	業務内容について(日程調整等)	取材対象者への初回紹介や協力依頼は、県または市町村から行っていたのでしょうか。受託者が担当する連絡・日程調整等の範囲をご教示ください。	初回紹介・協力依頼については県にて行います。その後の日程調整等は受託者にて行っていただく予定です。
2	業務内容について(取材等)	掲載候補事例について、活動実施日に合わせた現地取材・写真撮影を想定してよいでしょうか。また、活動日と取材日の日程調整が難しい場合等は、取材先が保有する既存写真を、必要な使用許諾を得た上で活用することは可能でしょうか。	活動実施日に合わせた現地取材・写真撮影を想定しています。活動日と取材日の日程調整が難しい場合等は、取材先の既存写真を使用許諾を得た上で活用することは可能です。
3	掲載事例について(候補事例)	「発注者が提示する候補事例を基に、発注者と協議の上、概ね10事例程度を掲載する。」とありますが、候補事例は、大分県内の事例になりますか。県外も含みますか。	県内事例を対象とします。
4	掲載事例について(事例リスト)	仕様書4(3)の「県が提供する10事例以外の事例の一覧」に掲載する情報は、どこまでの掲載内容を想定されていますか。受託者が市町村等に照会して集める想定でしょうか。掲載件数の目安もご教示ください。	県が県内市町村あて照会を行い、取りまとめた情報を掲載してもらう予定です。現在想定してる掲載内容は、「県が指定する候補事例(例)」に記載の内容のままであり、掲載予定件数は100件程度を想定しています。
5	掲載事例について(事例リスト)	ページ構成表最下段「事例の一覧」に「県が提供する10事例以外の事例の一覧を掲載すること」とありますが、10事例以外の事例は、発注者から提供されるのでしょうか。	県(発注者)が提供します。
6	掲載事例について(事例リスト)	県が指定する約10事例以外に掲載する「事例の一覧」について、想定する掲載件数をご教示ください。また、県から事例情報をご提供いただけるのか、受託者による新たな事例の収集・調査が必要なのか、必要な調査範囲も併せてご教示ください。	県が県内市町村あて照会を行い、取りまとめた情報を掲載してもらう予定です。現在想定してる掲載予定件数は100件程度を想定しています。受託者による新たな事例の収集・調査は必要ありません。
7	掲載事例について(候補事例)	仕様書4(2)の候補事例について、1市町村に1事例のイメージでしょうか。1市町村に複数の事例がある場合も想定されていますか。	1市町村に複数の事例がある場合も想定しています。
8	掲載事例について(候補事例)	「発注者が提示する候補事例を基に、発注者と協議の上、概ね10事例程度を掲載する。」とありますが、候補事例は、発注者がすでに把握されているとの理解でよろしいでしょうか。	把握しています。
9	校正について	県による確認期間(庁内回覧等)の標準的な所要日数や、想定されている校正回数など、概ねどの程度(日数)を見込んでおくべきか目安があればご教示ください。	校正回数を1～2回程度を想定しております。校正等も含めた確認期間は1ヶ月程度を見込んでいます。

多様な主体と連携した高齢者の生活支援等サービス事例集作成委託業務 質問事項への回答

令和8年10月20日
大分県福祉保健部高齢者福祉課

No	質問項目	質問内容	県回答
10	提出書類について	業務工程表、業務実施体制、同様の事業実績および見積書は、企画提案書の上限10枚に含まれず、別添資料として提出できるという理解でよいでしょうか。また、提出は電子メールのみでよく、紙の書類の提出は不要でしょうか。	業務工程表、業務実施体制、同様の事業実績および見積書は、企画提案書の上限10枚に含まれません。提出は電子メールのみで、紙の書類の提出は不要です。
11	再委託について	印刷・製本を印刷会社に再委託する場合、県の事前承諾は必要でしょうか。また、その印刷会社は募集要項2(9)の「協力して業務を行う企業」に当たりますか。	本業務の契約以降、業務の一部を再委託する場合は、別添「再委託承認申請書」を県(発注者)あて提出し、承認を得る必要があります。再委託等の本業務に関わる業者は、募集要項2(9)の「協力して業務を行う企業」に該当します。
12	再委託について	募集要項「2 参加資格」(9)の「協力して業務を行う企業」には、印刷・製本など一部業務のみを委託する企業も含まれるのでしょうか。また、協力企業の資格確認に必要な提出書類、および業務の一部を外部委託する際に必要な承認手続きをご教示ください。	再委託等の本業務に関わる業者は、募集要項2(9)の「協力して業務を行う企業」に該当します。協力企業の必要な書類について、参加表明時の提出は必要ありませんが、本業務の契約以降、業務の一部を再委託する場合は、別添「再委託承認申請書」を県(発注者)あて提出し、承認を得る必要があります。
13	著作権関係について	仕様書6(2)では、成果物の著作権は県に帰属するとされています。購入した写真・イラストなど第三者が権利を持つ素材は譲渡の対象から除き、県の利用に必要な許諾を受託者が確保する扱いでよろしいでしょうか。	委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとします。ただし、成果物中、受託者または第三者が従来権利を有していた、同種著作物に共通に利用される著作権、アイデア、概念、ノウハウ、方法論、手順及び技術等(本業務により新たに取得したものを除く。)に関する権利は、受託者または第三者に留保されるものとします。受託者は、県が成果物を利用するために必要な許諾を確保し、第三者の権利処理及び権利侵害に係る責任を負うものとします。
14	著作権関係について	仕様書6(2)について、受託者または第三者が本業務の受託前から保有している著作物(フォント、ストックフォト・イラスト素材、受託者が従前から使用するテンプレートやデザイン要素等)は、著作権譲渡の対象外とし、本成果物の利用に必要な範囲で県に利用を許諾する扱いと解してよろしいでしょうか。	委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとします。ただし、成果物中、受託者または第三者が従来権利を有していた、同種著作物に共通に利用される著作権、アイデア、概念、ノウハウ、方法論、手順及び技術等(本業務により新たに取得したものを除く。)に関する権利は、受託者または第三者に留保されるものとします。受託者は、県が成果物を利用するために必要な許諾を確保し、第三者の権利処理及び権利侵害に係る責任を負うものとします。
15	著作権関係について	契約締結前から受託者が保有する調査・分析様式を本業務に使用する場合、当該既存様式自体の著作権も県への帰属対象となるのでしょうか。また、当該様式を受託者が他の業務で継続使用することは可能でしょうか。	委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとします。ただし、成果物中、受託者が従来権利を有していた、同種著作物に共通に利用される著作権、アイデア、概念、ノウハウ、方法論、手順及び技術等(本業務により新たに取得したものを除く。)に関する権利は、受託者に留保されるものとします。
16	納品について	冊子300部は、県が指定する1か所への一括納品を想定してよいでしょうか。市町村等の各配布先への仕分け・梱包・発送も本業務に含まれる場合は、想定する配送先数と部数をご教示ください。	県が指定する1か所の納品になります。
17	納品について	仕様書5(2)の「電子データ」は、PDFでの納品を想定しています。ほかの形式で納品の必要があればご教示ください。	PDFデータの他、編集可能な形式(Word、PowerPoint等)での納品を想定しています。
18	納品について	仕様書「5 成果物(2)」に記載されている電子データについて、納品形式をご教示ください。PDF形式のみでよいでしょうか。それとも、編集可能な制作元データの納品も必要でしょうか。	PDFデータの他、編集可能な形式(Word、PowerPoint等)での納品を想定しています。